

# 明治四年賤民廃止令の法的内容

―その施行過程の研究 1

上 杉 聰

本稿は、大阪歴史学会一九八一年度大会の近代史部会報告として、同歴史学会『ヒストリア』第九三号に収録されているものを、同会の許可を得て、転載したものである。『部落解放研究』への転載をお願いしたのは、『ヒストリア』が歴史専門の学術誌であり、読者も限定されているので、部落解放運動にかかわる研究者に広く読んでいただきたいと考えたためである。ただ、『ヒストリア』誌上では紙幅の関係で縮小した部分（「はじめに」、「まとめ」と註）や、その後見出した新史料を若干補い、また気のついたいくつかの箇所文章表現上の修正を加えている。読者諸氏に以上の点をお断わりしておくとともに、転載に快諾を与えてくださった大阪歴史学会の諸氏に紙面をお借りして感謝の意を述べておきたい。

## はじめに

本稿の目的とするところは、一八七一年（明治四）年八月に公布された穢多非人等にかんする太政官布告（以下「布告」と略）の法的内容を解明することであり、それを通じて、「布告」の歴史的意義を明らかにすることである。すなわち、近世的な「穢多非人等」と近代的な「新（平）民」との連続面と断絶面を正確に把握しようとするものである。

これまで、「布告」はさまざまな角度から検討され、すでに言及され尽くした感がある。しかしながら、「布告」が法令であることを十分にふまえて、その法的内容や性格に厳密な検討をおこなうという作業は、ほとんど追及されない領域であったということが出来る。これまでの「布告」研究は、内容の究明という基本的作業を素通りしてその歴史的意義を評価するという、転倒した、およそ非科学的な方法をとってきたのである。

しかしながら、そうした研究状況の背後には、史料不足

という制約がつきまといつていたことも事実である。とりわけ政府内部（特に大蔵省）の史料の大正期における焼失は、大きな壁になっていた。だが近來の部落史関係史料の発掘の進展はめざましく、特に地方研究に数多くの成果があげられている。本稿は、こうした地方研究によって発掘された全国約四〇府県（明治四年当時）の史料を総合することによって、中央政府が実施した「布告」の法的内容を明らかにするという方法をとった。

したがって、本稿は、同時に各府県における「布告」の施行状況を説明することにもなっている。副題に「施行過程の研究」としたのはそのためである。しかしながら、そのような観点から本論を見るならば、いくつかの重要な施行状況を欠落させている。特殊な過程を持つ津山（岡山）・山口・高知県等の例について、また「布告」への反対一揆についても本来ならば詳述しなければならぬであろう。「布告」と密接な関係にある土地（上地）問題についても割愛した。これらについては、時期をみて別稿を準備したいと考えている。したがって、本稿は、「布告」の法的内容を明らかにするという範囲内において、その施行過程を把握するという形態をとった。

以下、本論に移りたい。

この大蔵省による「御布告案」は、八月二日に大久保利通・井上馨の連名で太政官正院に送られ、左院によって即日裁可されている。そして正式に公布される二八日までの六日間に、原案はいくつかの修正を受けることになった。変更を加えられたのは、①「穢多非人」のあとに「等」が付けられたこと、②「平民」の語句を削除し、かわりに「民籍」の語を入れたこと、③「一般」と「府県」向けの布告に二分し、前半には削られた「平民」の語を置いたことである。

①②にかんする検討は後に譲るとして、③の修正の根拠は、大蔵省原案では行政機構にたいする「取扱」いを命じた内容にとどまっておき、一般的な法的原則の呈示を欠いていたためと考えられる。

かくして、八月二八日に太政官から発せられた穢多・非人等に関する「布告」は、廃藩置県から間のない三〇〇余の府県へと伝達され、更にその管下の人民へと次第に浸透させられてゆく。

当時の布告や達が太政官から各府県へと伝達されてゆく方式は、今日十分明らかではないが、おおよそ次のようであったと考えられる。太政官は、三〇九府県の上に立つ触頭一四県のうちから選ばれた月当番の三県にたいして布告等を伝えれば、あとは三県から各触頭県を通して全国へと

## 一 「布告」の形式と伝達

八月二八日に太政官から発布された「布告」の文面は次のようであった。

布告

穢多非人等ノ称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事

同上 府県へ

穢多非人等ノ称被廢候条、一般民籍ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除濁ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省へ可伺出事  
太政官布告・達などを、県や官省の対象別に分けて告知する方法は、当時しばしばおこなわれていた。しかし、このように「一般」と「府県」に分けて公布するという形式はきわめて珍しい。

最初、この「布告」原案が大蔵省によって作成されたとき、文面は単一であり、改変は、原案が太政官に移管された時点でなされたものである。

御布告案

穢多非人ノ称被廢候条、一般平民ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除濁ノ仕来モ有之候ハ、引直方見込取調大蔵省へ可伺出事

伝達されたものである。また配送の手段は、電信・鉄道などが、まだ敷設されておらず、人・馬・船等によつていた。さて、各府県に届けられた太政官からの「布告」は、更にその管轄下に告示されるにあたって、その府県独自の付文を加えて公布する場合が多い。代表的な例として高取県のもの掲げておく。

柏原技郷岩崎村

役人共

穢多非人之称被廢候条、自今身分職業共平民同様可相心得事

但穢多非人等之称被廢候条、一般民籍ニ編入シ身分職業共都而同一ニ候様可取計事

辛未

八月 太政官

右之通被 仰出候間、其旨可相心得、併是迄其一村限りニ而平民与之交リ無之事故、不心得之もの可有之哉茂難計候ニ付、右様相成候上者、尚更

天恩之難有思召を鉢認シ、諸事別而相慎不作法無之様役人共より教諭ニ及び急度取締可申事

辛未

九月 高取県

府県独特の付文は、高取県より短いものから、逆に松山

「布告」の到達狀況

府県名	① 府県の告示月日	② 所要日数	③ 明治6年告示 第213号	④ 部落等への到達 (文書の日付)	⑤ 差出人	⑥ 宛先
東京	8月29日	1	1	9月4日	弾	部落の小頭
浦和	9・8	9	4	10・9	戸長	部落の小頭
小諸	9・25以前	26	6	9・25	県	部落の名主
高田	9・19	20	11			
金沢	9・12	13	10			
度会	10・25以前	32~60	6	10・25	県	部落の頭
大津	9・一	2~31	8	(5年)6・16	県	部落
京都	9・19	20	8	9・25	府	一般の年寄
高取	9・一	2~31	8			
五条	9・一	2~31	8			
大阪	9・5,7	6~8	8			
堺	9・18	19	8	9・18	県	部落の庄屋
兵庫	9・一	2~31	8	9・一	県	部落と一般
明石	9・19以前	~20	8	9・19	大里長	一般の庄屋
倉敷	9・15	16	10			
鶴田	9・一	2~31	10			
鳥取	9・13	14	11			
広島	10・13	44	11			
名東	9・22以前	~23	10			
松山	10・5,9以前	~36, ~40	12	10・9	大庄屋	一般の庄屋
宇和島	(5年)5・一	238~268	12	(5年)5・17	戸長	—
高知	10・14以前	~60	12	12・3	川之江 出張所	一般の大庄屋
福岡	10・一	32~60	14			

出典
『因革史料』東京都公文書館蔵
埼玉県教育委員会『鈴木家文書』第一巻
尾崎行也「明治初期の『部落』解放運動(-)」『信濃』23-7
『上越市下箱井植木家文書』木下浩氏研究論文『信濃』27-12
「穢多非人等之稱被廢候義御布告并藤内屋舖調理一件」『菊地家文書』富山大学付属図書館蔵
三重県厚生会編『三重県部落史料集』(近代編)
「制度第七 布令之二」『滋賀県史料』・『上坂本永代記録帳』
「布達要約」京都府立総合資料館蔵
奈良県同和事業史編纂委員会『奈良県同和事業史』資料篇
『宇野勝氏所蔵文書』かつらぎ町史編集委員会『かつらぎ町の歴史』3
幸田成友編『大阪編年史』(稿本)第101号、大阪市史編纂所蔵
南王子村文書刊行会『南王子村文書』第五巻
「諸事聞尽扣」『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻
『小野家文書』『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻
『倉敷市史』第11冊
「御廻状写帳」『美作國勝南郡行延村矢吹家文書』岡山県文化センター郷土資料室マイクロ
「御布告控」『池田家資料』鳥取県立博物館史料室蔵
「御布令書并諸廻章写」『浦福田村文書』竹原書院図書館蔵
『武田家文書』徳島県教育委員会『徳島県部落史学習史料集』近代I
高市光男編著『愛媛部落史資料』
同上
「触扣」高知県同和教育研究協議会『高知の部落史』資料篇 第一集・『同上』
安蘇龍生「壬申戸籍作成を中心とする解放令前後の状況」『部落解放史ふくおか』創刊号

(注)「一」は「不明」を示す。

・堺両県における長文の諭告にいたるまで、様式も内容も多彩である。その原因は、①「穢多非人等」の制度の存在形態が、各府県によってかなり異なり、それへの具体的対応が必要とされたこと、②「布告」を受けとめる府県の官吏の意識状況に差異が存在していたこと、③部落大衆と一般農民等の対立には地方的・歴史的な特殊性があり、それへの配慮が存在したこと等、が考えられる。しかし、このような各府県における多少の独自性が存在しながらも、実

現されてゆく中身は、確実に普遍性を持つものである(その内容については次章で検討することにした)。  
また、府県管下へ告示された日付は、大政官(東京)から触頭を通じて渡されるための事務的手続きに要する日数や、配送に要する日数、および管下に布達するための措置に必要な日数等がそれぞれ異なるために、かなりのばらつきがある。とはいっても、各府県は遅くとも、一〇月末日までには公布を完了させおり、右に述べた理由以外一例え

ば意識的な抵抗による遅延は見出せない。それを示すのが表の①②番である。例外的な遅れを示している唯一の例として宇和島県があるが、これには大州暴動(四年八月)による行政機構の全般的崩壊という他の要因が考えられ、意図的な抵抗とは思われない。

「布告」が比較的スムーズに府県から公布されている事実は、当時大政官からの布告や達への抵抗が府県段階において不可能だったことを示すものではない。京都府は、四年四月の戸籍法に反対して約一〇か月の間(翌五年二月まで)数度にわたって意見書を政府に提出しつつ、その実施を拒否し続けていた。また明治六年の例であるが、太政官布告第二二五号は、全国府県の意図的な抵抗に会って挫折し、ついに撤回された。これらの事実と比較するとき、穢多・非人等にかんする「布告」が、重大な抵抗もなく比較的円滑に施行されていたことの方に、むしろ注目すべきことが明らかになる。

表④⑤⑥番には、府県からの布告が被差別部落等に告知される場合の文書の日付と差出人・宛先を記しておいた。これは、各府県から管下への伝達の色度を示す意味を持っているが、史料の発掘が進んでおらず不十分な表となった。とはいえ、ここでも重大な遅滞は見られず、唯一の例外として大津県(詳しくは上坂本村八木山部落)があるの

また、右にみた上坂本村の例についても、一般村民が「布告」の伝達を拒否する背景に、同様の「布告」にたいする「過大」な評価があったことを想定する必要がある。それではいつたい「布告」は、法的にみてどのような内容を本来持つものだったのだろうか。次にこの問題の検討に移りたい。

## 二 「布告」の法文解釈と施行過程

(一) 「布告」の適用範囲——「穢多非人等」の解釈  
まず、「布告」の冒頭には「穢多非人等」と記されており、法が対象とする適用範囲を規定している。「穢多非人」の語の示すものが明確であるのに反して、「等」が何を意味するかきわめて曖昧である。法文のみによってはこの解釈は不可能である。

そこで「布告」の施行過程を検討すると、この「等」の意味が鮮明に浮かびあがってくる。次の引用は岡山県によって「布告」に付せられた独自の付文である。

一、陰陽師并説教・隠亡等之称廢止可申奉存候、左候ハ、社寺手配下之者も御座候得とも、自今其村所之差配ニ可仕奉存候

ここでは、「布告」の対象として「雜賤民」と呼ばれる

みである。これは本郷の上坂本村が、技郷としての八木山部落への「布告」の伝達を拒否したものであり、そのために県庁から直接「布告」を受けたものである(五年六月一日六日)。本郷の上坂本村は、当時二千戸を越える大集落であり、その力を背景にしてはじめて拒否が可能であったと考えられる。

またよく引き合いに出される「五万日の日延へ事件」は、その舞台を奈良(高取県)の柏原技郷岩崎村に置いているが、これは「布告」が「日延へ」になったとか、いったん発布された「布告」が撤回されたというものではなく、隣村の庄屋が、すでに「布告」を受け取った岩崎村の人達の喜びに水を差すために語った根拠のない流言にすぎないことが今日明らかである。すでに引用した高取県の「布告」は、この岩崎村に所蔵されていた文書であるし、伝承によれば、庄屋の流言を聞いた被差別部落の人は、「へー五万日とは、思い切った日延へでございますな」と相手にさえしなかったといわれており「事件」と呼ばれるような性格ではなかったといわねばならない。

今日までこの「事件」は、庄屋によって実際に「日延へ」されたような印象を与える形で記述される場合が多かった。「布告」への過大な評価がこうした粉飾をほどこすことになったと考えられるのである。

人々(陰陽師・説教・隠亡)が加えられていることが判明する。名東(徳島)県では「掃除・猿牽・探木・茶筌」が、京都では「夙・烟亡・歴代・掌墓・産所・巫」が、金沢県では「藤内・皮田・物吉・舞々」が、岩国県では「長吏・茶筌」が、鳥取では「鉢屋」がそれぞれ穢多非人に加えて「布告」の対象となっている。

これらは決して各府県が勝手な判断にもとづいておこなったものではなく、明確な政府(この場合担当は大蔵省)の指示にもとづくものと考えられる。次の引用文は『明治史要』(明治九年刊)からであるが、右の事実を裏付けている。

(辛未八月)二十八日。(中略)○穢多、非人等ノ称ヲ廢シテ悉ク民籍ニ編シ。地租蠲免ノ制ヲ罷ム

百十一人、非人、二万三千四百八十八人、皮作等雜種、七万九千九百五十八人、總計三十五万二千八百八十六人

ここでは「皮作等雜種」とされた人々が「悉ク民籍ニ編」入されたことを明瞭に記している。しかもその人口が非人の三倍をはるかに超えるほど多数にのぼっていることは重要である。

それでは、「布告」の法的対象が、穢多・非人のみならず雜賤民を含むとすれば、その共通項となるべき内容はどのようなものであろうか。一般的にはこれらを総称して「賤民」あるいは「賤民全体」と呼びうるであろうが、ひ

とつひとつの実体としての職業・支配・法的地位等を見れば、きわめて多様であり、完全な共通性をそれらの内部に見出すことは不可能である。しかし、普遍的性格を賤民制総体の内部に求めるのではなく、逆に外部に求めるならば、社会全体から「人外」あるいは「社会外」として共通の規定性のうちに置かれていたことが判明する。次の引用は、京都府からの布令である(傍点は引用者)。

今般穢多非人等ノ称被廢身分職業共平民同様タルヘキ旨被仰出候、付而ハ左之称呼ノモノ共從來平民共不齒候得共無謂事ニ付自今勿論平民同様タルヘキ事

夙 烟亡 歴代 掌墓 産所 巫  
(中略)

辛未九月十九日

京都府

ここでは穢多・非人と合計六種類の賤民が、共に平民と「齒」(仲間にする)されていなかったことが記されている。他府県においても次に示すように、「度外」「人間の外」「同火セス」「別人種」等の表現を通じて、一般社会からの隔絶を示す賤民全体の性格が、「布告」の公布とともに明瞭に語られている(既出の高取県の布達も参照)。

從來番人非人番之者共、村方ニ於テ之ヲ度外ニ置キ、庶民共ニ齒セサルノ悪習有之趣無謂事ニ候(三重県) 数百年各種汚穢の名目を命て、人間の外に棄てられた

多非人」とだけあって「等」が欠除していた。しかし公布までの僅かの日数の間に修正を施されることによつて、「布告」はより厳密な表現を獲得すると共に全国性を得たということが出来る。

「等」というたんなる付属的な一語に重大な注意を払うというようなことは、大蔵省原案の作成時には困難であつたと思われる。しかし、四年四月に発布された戸籍法の立案者やそれに関わつた官吏達にとつてみれば、それはすでに通過した問題であつた。すなわち戸籍法では明確に「穢多非人」のあとに「等」が付けられており、そして、戸籍法は、その対象を「臣民一般舊族士族等平民等」に絞ることによつて「穢多非人等」を法の適用外に置くことを明らかにしている。このことから判断するに、「布告」は八月二二日にその大枠を承認されてのち、公布に至るまでの期間に戸籍法との調整を経たと考えられる。そのために、「布告」には、大蔵省原案にまったく欠除していた「民籍」の語が新たに加えられている。

こうして「布告」は、隣接する戸籍法との調整を通じて、法としてより完成した姿をとることができた。またそのことは、裏面の事実として、四年戸籍法は「臣民一般」の概念を拡大し、自らのうちに賤民全体を包含したのである。

る族(大阪府)

穢多非人等ハ其職業ヲ賤シクシテ、(中略)自然ト人種異ナルヤウニ成リ、我モ知ラス、彼モ知ラス、官府モ又意付スシテ、終ニ四民ハ交際ヲ絶テ官府ハ帳外ニ置(堺県)

人民一般信仰スヘキ神仏ヲモ拜スル事能ハス、民中ノ度外ニアリ、(中略)平民ト火ヲ同クセサルモノ(高知県)

中古以来念誦門闕種族之様相心得陋習(広島県) 総て人間交際の道阻隔これ無きよう(兵庫県)

かく同じ万物の靈と生れし者を、鳥獸などの別種類、如く賤しめ嫌う(松山県)

穢多を指して人なりといへは大きい之をあやしむ(神山県、以上傍点は引用者)

これらの差別の形態は、社会の「底辺」というより、社会の「外」という形で表す方がより適切であり、中世後半から近世にかけての差別の特質であると考えられる。しかも、それらは特に近世に至つて「社会外の社会」として制度的に確立をみたものである。明治四年八月二八日の太政官布告は、これらの賤民(制)全体を対象とし、かつそれを廃止したのである。

ところで、この「布告」は、大蔵省原案の段階では「穢

(2) 称号廃止の意味——「称被廢候」の解釈  
次に「布告」は、「称被廢候」と述べて、賤民制総体の廃止を宣言している。

しかし今日、「布告」によつて廃止されたものは(穢多非人等の)「名称」にすぎない、と解釈される場合が多い。たしかに「称」を「名前」という形で狭く解釈することは可能であるが、明治初年という時期は、まだ名前と実体とが深く結びついている時代である。「称」の廃止は実体そのものをも廃止したと解釈すべきである。左の引用は、「称」の語が実体とまったく同じ意味で使われていることを示す良い例のひとつである。

申渡

乞胸頭 山本二大夫

今般穢多非人等之称被廢止ニ一般平民ニ編入シ身分職業共総テ同一相成候様被仰出も有之候ニ付而ハ、乞胸頭之称被廢止候間、是迄右配下ニ属シ候もの共

区々 中添年寄

今般穢多非人之称被廢止ニ一般平民ニ編入シ身分職業共総而同一相成候様被仰出も有之候ニ付而ハ、乞胸頭之義も被廢止候間、是迄右配下ニ属シ候もの共ハ、町規ニ不触様相心得銘々勝手ニ營業不苦事。

この東京府から「二大夫」と「中添年寄」とに宛てられ

た「申渡」を比較してみると、「乞胸頭之稱」と「乞胸頭」そのものがまったく同一の意味で使用されていることがわかる。したがって「布告」に使用されている「稱」の語も同様に解釈すべきと考えられるのである。

この問題も、施行過程に照らしてみると一層明確になつてくる。すでに述べたように、賤民は、社会一般からの排除という共通の規定を受けると共に、近世を通じてその排除の形式を制度的に明確にされ、そのもとで特別な支配を受けている。すなわち一方では、居住地の隔離的制限や宗門人別帳等における別帳化という、社会からの排除を制度的基礎としつつ、賤民（制）内部においては、司法や職業上の（一般と）系統を異にする支配のもとにあった。特に後者の様相については全国的にみて地域差が著しいが、そのような志向性を普遍的に持つものとして、近世的賤民制をとらえることが可能である。

したがって、「布告」にみられる「稱」の「廃止」は、これら賤民制度全体の具体的廃止を実現するものとなっている。実際、すでに引用したように、乞胸頭という賤民制の末端の役職が「布告」と共に廃止されているが、近世的な賤民制の典型を示す弾直樹の役所（その支配は関八州をはじめ一二か国に及んだ）は、「布告」の公布とはほぼ同時に、自らの終えんを告げ知らす左のような文書を各地に送

っている。

従来支配致候其村組下並手下に至る迄、先般相違候通、身分職業共、平民同一ニ被仰付候。付而者最早此方支配是迄与相心得、以来其地方官庁之御管轄請候様致、不都合無之様可取計事。

但シ

村々小頭江相渡置候支配証文並儀・鑑札等は、早々返却有之様致度、且又身分職業ニ付而は規則・掟等都而相廃止候条其旨相心得、是又不都合無之様可致事。

直樹元役所

未九月十七日

もっとも、賤民の支配形態は、弾左衛門（直樹）のような頭による支配だけとは限らない。本村―技村という形での支配のほか、大阪の南王子村のような独立村の形態を取る場合もある。しかし、それらの場合でも何らかの形で「別系統」の支配を受けていることに相違はない。次の例は、こうした支配形態のいっさいに終止符を打つ布達である。

今般穢多非人之稱被廢候ニ付、従前一村立候穢多村、役人撰并申付方共平民同様可取計儀ハ勿論之事ニ候、右之外村々江穢多居住致候分、平民と不交儀ニ付大庄

屋限り別段穢多庄屋組頭相立用弁致来候得共、自今右仕来を廢、本村役々諸事可遂才判候（中略、傍点引用者。）

未十一月 福岡県

他に、既に引用した岡山県の例のように、社寺支配下にある雑賤民の支配替を命じるものもある。

また「支配」という場合、その権限が強化された場合、頭の地位に立つ者に司法権（裁判権）、徴税権等が許される場合もあった。そのために、「布告」の通達と共に、弾直樹役所内に収容されていた賤民の囚人三〇人が東京府に移監されているし、他の権限もすべて急速に消滅させられたと考えられる。

賤民制は、こうして太政官布告の持つ強力な法的拘束力によって制度としては急激な解体の波に襲われ、消滅していった。これが、賤「稱」廃止の意味するところである。ところが、賤民制は同時に右のような一般的支配の他に、職業上の占有と支配、居住の隔離制限や別帳化のうえに成り立っていた。これについては、「廃止」という点では支配と同様であるとはいえず、職業や居住については完全な「消滅」の方向を取らず、大きく異なった様相を示す。以下、逐次述べてゆくことにしたい。

### (3) 身分と職業の分離——「身分職業共平民同様タルヘキ事」の解釈

「布告」は、賤民制総体の廃止を宣言したのち、「自今身分職業共平民同様タルヘキ事」と続け、それ以後の一般的措置を述べて前半を結んでいる。

とりわけてここに記されている「平民化」の宣言は、當時にあつても、そしてまた多くの場合今日までも、この「布告」を「解放令」と看すひとつの根拠となっている。

「布告」は賤民制を廃止すると共に、平民への身分的職業的移行を約束しているように解釈することが可能だからである。それゆえ、そのようにならなかつた現実と対比し、「解放令は一片の空文でしかなかつた」とか、「布告」の完全実施や経済的裏付けを運動の課題とするような論理が存立しえたのである。しかし、それは「布告」が不完全実施に終わったからではなく、「布告」への誤解によるものであり、換言すれば、本来「布告」の目指した内容は完全に実施されているのである。これについて、以下施行過程の究明を通じて検証してみよう。

文面には「身分」「職業」とあるが、まず「職業」についてみることにする。

施行過程を検討して直ちに明らかになる特徴的事実は、「元賤民」を平民の職業につけようとする具体的な措置が

まったく見られないということである。たしかに一部の「賤業」と呼ばれる職業は固く禁止され、その職から追いやられたことは事実である。

- 一、辻芸・門芝居向後禁止之事(京都)
- 一、故鉢屋・非人共(中略) 旧来差免候勸進等も差止候様此段申渡し、活計の道相立候様可取計、此段相違候事(鳥取)

同様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。しかしながら、特に右の鳥取県の例に見られるように、賤業そのものを一方で禁止しておきながら、その後は行政的措施を通じて平民の職業に就かせるなどまったくせず、「活計の道」が立つように「可取計」ことを命じる無責任なやり方以外ではありえなかった。

このような事態を見ると「布告」は、文面として賤民制の廃止の側面と平民化令としての側面の双方を持ちながら、実際は前者に重点を置いていることがよくわかるのである。

そのことは、逆にいくつかの賤業に継続して就くことが認められていることによって、より鮮明になる。次は京都府から穢多の頭村である天部村に宛てた「新平民ノ条規」である。

- 一、是迄身分ニ付府庁ヨリ申付来り候役用一切差免候

ついでには、松山県から次のような布令が出されている。

- 一、穢多之(名) 目被廢候得共、牛馬之革取扱并履直等之儀相止メルニ不及、是又家業の一種に候へ者、其村々其人々都合(に) より当時迄通引受之儀者相対次第勝手たるべき事

ここでは、あえて「皮革」や「履直」の職を「相止メルニ不及」と強調し、「家業の一種」だから自由な取引であれば続けてよいことを明記している。これと同じ論理は、先程の京都府からの「新平民ノ条規」の最後の部分にも、「是迄之職業ハ即平民之職業」という形で記されていた。

こうした一連の事態を見ると、賤民制の廃止といっても完全な廃止ではなく、一部は賤民身分制にもとづく拘束性のみを撤廃し、新たな商取引の關係に転換するものであったといえる。したがって「布告」にみられる「職業」を「平民同様タルヘキ」とする文面の解釈も、よくおこなわれるように、当時の平民の職業に就かせるものとして考えられるべきでなく、賤民と平民との間の職業的障壁を撤廃するという以上ではないことが明らかになる。すなわち今日の意味での「職業の自由」である。次の京都府の布達は右のことを示すよい史料である。

(前略)

事

- 一、同断ニ付人夫錢其外取立候儀向後一切禁止之事
- 一、從來老々年三百兩宛下ヶ遣候処、自今廢候事
- 但、府庁用ニ召遣候モノハ改テ相当之給料可下遣事(中略)
- 但、是迄之職業ハ即平民之職業ニ付、不及相改、弥以盛大ニ相成候様可致出精候事

辛未九月

京都府

この布達によって明らかになることは、①「布告」によって、下級刑吏等の職業の賤民身分による占有が廃止されたことである。②それと同時に経済的報酬も当然打ち切られている。③しかし、それらの廃止の側面は、身分制度的な範囲における占有や制約に限られており、身分制でない關係(「府庁用ニ召遣」)への転換であれば認められているのである。こうした例は他府県にも非常に多く見受けられる。右と同様の刑吏に関するものでは、その任免権を戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)あるいは村の衆議に任せる形(京都)で継続的使用を認めている。また京都府は、非人身分に認めていた小便桶の権利を入札制に転換し、関東では弾左衛門に与えていた燈心の専売(買)権を廃止しながら、通常の「相對示談」をもってする商取引の關係としては認めている。また特に皮革の仕事に

- 身分職業平民同様ト被 仰出候事ニ付、番人之職業即平民ノ職業ニ候間、其儘為(元非人ニ引用者) 相勤候トモ、又ハ改テ他ノ平民ヲ番人ニイタシ候トモ、其村之衆議ニ任スヘシ、(中略)
- 右之通諸郡互無漏相違ル者也

辛未十月

京都府

「布告」の文面のこのような解釈は、身分と職業が部分的には崩れつつあったとはいえず、いまだ強い結びつきに置かれていた当時においては、決して容易なことではなかった。松山県や京都府が敢えて強調して管下に伝えたのもそのためであったし、東京府においては、中年寄からそうした混乱を示す文書が上げられている。

- 一、元非人頭長谷部善七被下地新吉原南脇九百坪并千束村耕地内九百坪、右両所共被下地之内溜御用地之余非人共居住罷在候得共、民籍編入候上は商業相立可管之処、右地所住居ニ而は商業不弁利之地故、追々町地え散住可仕哉(中略)

明治四年 辛未九月廿四日

第六九区 中年寄 丸沢喜三次

ここで中年寄丸沢喜三次は、「布告」を文面通り受け取り、「民籍編入候上は商業相立可管」と、平民(商人)への具体的移行を想定して、住居をうつすべきであろうかと伺い出ているのである。またここでは、非人の居住地から

一般への移転を、商業にとつて不都合であるという理由で説明しているが、近世的な身分制は職業のみならず居住制限とも密接に結びついていたのであるから、身分の平民化は、当然居住地の平民地への移動を伴うと考えるのが自然である。次の引用は、右に少し遅れて（二九日）提出された、同じ中年寄からの伺書である。

一、穢多非人之義は、従前市中河岸地又は川中なだれ地・杜寺境内等、普通之町地ヲ離無税之地ニ罷在候故、一時町地へ借地借店も成兼候情態も有之、至急転住行届間敷ニ付、先ツ在来之場所ニ差置、河岸地又は附屬地住居人之名録ニ差加置可申哉

ここで中年寄は、現実には不可能としつつ、本来ならば賤民を「至急転住」させるべきであると考えているのである。とりわけて賤民の居住地は、「普通之町地を離」れた土地として考えられていた。その土地と固く結びつけられていた賤民身分が平民となるのであれば、「借地借店」などして移るべきとするのが、近世的法体系に忠実な解釈とすべきである。

しかし、明治政府はそのように考えてはいなかった。すでに政府は、身分と居住ならびに職業を分離する新しい考え方にもとづいて「布告」の施行を指導していたと考えられる。それまで賤業とされていた職業に継続して就くこと

このように、明治政府は、「布告」の公布当初から、旧近世的な（身分と職業・居住を不可分とする）身分関係によってではなく、明確に近代的な、職業や居住と分離した身分関係のもとに「布告」をとらえていたのである。

したがって、「身分職業共平民同様タルヘキ事」としている「布告」の中の「身分」の語も、すでに近世的な身分から居住・職業の制限を取り除いた「近代的身分」とでも呼びうるものとして考えるべきであろう。とするならば、「平民同様タルヘキ事」の解釈も、そうした「身分」に、平民の身分法を適用するという形で解釈すべきである。

しかし、このように複雑な概念操作を必要とする問題を明確に布達することは困難が伴う。そのためか、「身分」にかんする規定を「布告」に付け加えているのは、唯一京都府だけである。

天部村

此度平民籍ニ相加候条、兼テ農商間江相達置候諸令制  
法及ヒ向後相達ル事件都テ平民同様謹テ可相守事

（中略）

辛未九月

京都府

この場合でも「平民」の身分概念の変化（賤民身分概念に変化が起っている以上、その編入させられた「平民」概念にも変化が起っているとみなすべきである）にまで触

を認めた京都・松山・明石・度会等の布達は、「布告」の府県下への公布と同時にこなわれているし、また中年寄に混乱のみられる東京にしても、行政機構の中枢に混乱は存在しない。

また、居住地と身分の分離についても、「布告」では明確に述べてはいないものの、実質的には、賤民と平民との移動における障壁を取り除く、居住の自由の宣言としての明確な方向をもって政府が指令を発した形跡が各地に存在する。次の引用は、穢多身分の一般村への移住とこれまでの居住の双方を正式に認めた文書である。

穢多非人之称被廢、一般民籍ニ編入、身分職業共平民同様可取扱旨御布告之趣ハ、兼而相達置候通ニ候、然ルニ村ニ寄、散田作方荒地起立等の為、最前之穢多、村内移住入作為致、別元ハ従前之儘ニ差置候分間々有之、此節四民一移土地ニ就而ハ、戸籍御編成ニ相成に付而寄、右等之分都而其村民籍ニ編入可致（中略）

未十一月

福岡県

郡々戸長

副戸長

同類の、居住の自由を認めた布達は、他に岡山・京都・東京に残されている。

れているわけではない。しかしながら、あえて「布告」を「平民化令」とでも呼ぶとすれば、以上述べてきた狭い意味での近代的身分に限定してのみ言いうるということが、明らかであろう。

ところで重要なことは、このような「近代的身分概念」の創出は、日本の場合、下からではなく武士階級から、更に維新以降に限定して述べるなら、国家権力の中枢から開始されたという事実である。この問題については、園田英弘氏が「郡県の武士―武士身分解体に関する一考察」で詳しく述べておられるので省略するが、そのために、民衆の側は、身分制に関してのみならず、一連の近代化政策に対して十分な理解が不可能なままに、専制的な開化政策にイニシヤチブを握られて行かざるをえなかった。次の史料は「布告」を受けた被差別部落の人々が、県に提出した文書であるが、「布告」の文面をどのように大衆が理解しているかをよく示している。

乍恐奉差上書付之覽

今般穢多非人之称御廢止、平民同様之御沙汰被仰出難有奉敬承候、自今病死馬不淨物捌仕候者老人茂無御座候、尚又身分職業相心得百姓出精專一之程一層示合、小前未々ニ至迄堅く相守り可申候、依而乍恐書付奉差上候、以上



明治四年辛未十月日

丹波國氷上郡池尾村庄屋預り年寄

孫三郎回

數代 伊兵衛

生野県御役所

文中から明白なように、ここで被差別部落大衆は、「布告」の趣旨を「病死馬不淨物取捌」などの賤業を放棄して、「百姓出精専一」に進むことであると解釈し、その誓いを県に提出している。「布告」は、文字通り「百姓化令」としてとらえられているのである。これが当時の民衆レベルにおける一般的な「布告」の理解である。そして次にこうした基調に立って、文中にある「示合」を共同体の内部でおこなってゆく。

約定書之事

一、旧平民村々之死牛馬一切買請間敷候也、尚又いか用之事有之候共佐用之場へハ一切立寄間敷候也、村中一統相談上相極め候也、若又此定相そむき者ハ、金八田あやまり料と志当役人所へ持出こうさん仕候、若こうさんもせず金も不出者ハ村中一統ハ及申二志ん頭たり共一切付合不致候也

右之通相守候間、村中一統実印ヲ以連印仕候也

明治八年亥十月廿九日

(以下一八名の氏名と印略)

候ニハ、此度出格ニ身分御取立被成下候ニ付テハ、今日ヲ限り盜賊尋方乞食追払者勿論、死牛馬取捨等一切御断申度旨申立候処、旧平民ハ眼前差文ニ相成候ニ付、人氣弥沸騰シ、旧平民一同申談、元穢多共へ申聞

候ハ、此度身上リ致候得共年来勤来リノ兼々不殘相断差支掛ケ候上ハ、当方ニテモ以来田畑当作一切致サセ申間敷、当野山芝薪等追而地面引分遣シ候迄堅ク立入申間敷、当店方ニテ何品モ更ニ売不申旨申聞置候

部落大衆の側からする、「此度出格ニ身分御取立」していただいたからには「今日を限り」賤業は断りたいという申出(ここには身分と職業を結びつけた考えがよく表われているし、また申出に至るまでには、先に見たような村民同志での固い約定書が取り交わされたことは想像に難くない)に対して、農民の側は、直ちに、そのような行動に出るならばとして「当方ニテモ田畑当作一切致サセ申間敷」と、小作への受け入れを拒否している。賤業拒否を農民化の宣言として敏感に受け取った農民の対抗策である。経済的困窮と没落の進む一般農民の状態にあって、村外に追いやっていた賤民の村内への「侵入」と受け取られる部落大衆の行動は、自らの経済的基盤と共同体の危機をもち「傲慢」と映る。そして、当時一般民衆の理解を超えた一連の近代化政策に不安をつのらせていた農民は、こ

こうした村定めの類は、各地に非常に多く発掘されている。約定に違背した者に罰金や村八分が強制されたのみならず、ここに見られるのは役所に出頭し、謝罪すべきことの定めである。これが「布告」への忠誠を意味するためであることは明確であろう。

部落大衆はこのように「布告」を理解し、それゆえにまた「布告」を出した力ある権力が自らの背後にひかえていると考え、その觀念に勇氣付けられて平民としての振舞いを開始する。当時近畿から中国・四国・九州を席卷した、いわゆる「解放令」反対一揆の基盤はこのようにして作られたと考えられる。

この一連の一揆については稿を改めて述べたいと思うが、今日まで殆んど謎とされてきた部落襲撃や「布告」の撤回要求の原因は、被差別部落のみならず一般の農民も含めて、「布告」を近世的法概念のもとに解釈し、そのもとに行動したことにあると考えることによって、明瞭に浮かび上がってくるように思えるのである。すなわち、部落の側からする平民(農民)化の動きに対して、農民の側からする同様の「布告」理解にのっとった拒絶としてである。次に記す元龜山県出張所から深津(岡山) 県に宛てた五年一月の「届書」は、その間の事情をよく物語っている。

元当管内備中国下中津井村元穢多共ヨリ旧平民エ申出

にその「実体」の何であるかを見る。あとは具体的なきっかけさえあれば、一揆の最中での「布告」反対の要求や部落襲撃は可能であつたらう。

こうして近代化政策は、部落と農民の側との双方に混乱と対立を生み、そしてそれが民衆の側の混乱であるかぎり、政府は容易に一連の一揆を押え込むことができた。そして民衆内部の対立のうえに政府は近代化の攻撃を進めることができた。「布告」への反対一揆を鎮圧した飾磨県は、管下の「旧穢多」に対しては「人ニ応接トイフテ物イヒカハスニモ前々ノ身分ノ程ヲ考ヘテ少シモ重頭ニナキ様、身分ヲ引下ケ万事ヒカヘメニ致セヨ」と訓告し、農民に対しては「穢多ト婚姻ヲセヨトノ事ニモナク、今日ヨリ友達ト成テ別段惡意ニイタセトノ事ニテモナシ」となだめている。これが「布告」の法的拘束力の枠の中にあることは、明らかであろう。明治政府は、一連の一揆によって一定の打撃を受けつつも、農民と被差別部落との対立に助けられて「布告」の法としての内実を貫徹することができたということが出来る。すなわち近代化をめぐる混乱に助けられて、闘いの方向を被差別部落にそらすことができた(特に美作の血税一揆は顕著である)し、部落の側の眞の平民化を実現しようとする闘いは、一般農民による殺りくや焼き打ちの前に深刻な後退を迫られたからである。す

に明治政府は、「布告」の公布と同時に勸進・辻芸・門芝居等の「賤業」を、「平民」になつた上は」として禁止し、他方、当面必要な「賤業」については「是迄ノ職業ハ即平民の職業」と言い換えをおこなうことによつて、商取引の關係のもとに転換させて存続させていた。しかし、「元賤民」の職業として残すべきか否かの選択は、その時点での國家からする必要性の判断に依存しており、商取引の關係での旧態の温存は、任免権等が賤民から取り上げられることによつて新たに創出されてゆく國家機構から、實際的に切り捨てられてゆく端緒となつた。警察機構の創設・整備の中で下級官吏の仕事は部落大衆から外され、皮革産業は、軍用品の生産を中心とする國家と結びついた資本に奪われ、隸属させられてゆく。近世的身分關係から近代的身分關係への転換は、当時生れつつあつた國家の専制と横暴に新たな道を開いたのである。

#### (4) 臣民への編入・統合——「一般民籍ニ編入シ」の解釈

「布告」の前半を終り、次に「府県へ」の部分に移つた。この後半部は、その宛先が示すように、行政機構にたいして命じたものであり、その分だけ具体的・積極的な意味

内容を含んでいる。それはとりもなおさず、この「布告」がどうしても実現しなければならぬ課題を示しているといふことであり、きわめて重要な部分を示している。

すなわち、すでにみたように、「大蔵省原案」がほとんど「布告へ」の布告と同じであることにあらわれているとおり、この部分は「布告」全体の中で付け足しのような位置にあるのではなく、逆に根幹をなしており、かつ大きく重点を置いて考えられているといふことである。

以下、「府県へ」の布告を「民籍への編入」と「租税の徴収」の部分に分けて検討したい。

「一般民籍ニ編入シ」という布令を受けて、各府県は戸籍編入の具体的指示をおこなっている。次は神山県の例である。

(戸籍編成につき) 下谷村より八倉迄六ヶ村共、七拾三区と御改ニ付、下三谷村老番屋敷より右六ヶ村共悉皆早々番号相定メ度候間、元穢多非人ニ至迄御定可有之(以下略)

こうした指示は、他の問題と比較して非常に多く見られ、現在のところ一五府県が判明している。政府がこの点に、「布告」の重点を置いていたことがよくわかる。

明治四年四月公布の戸籍法は、穢多非人等の一般臣民と

異なる取扱いを命じていた(第三二則)が、「布告」の発令によつて、この部分は戸籍法から消滅することになる。

ところが、「布告」の発布は戸籍法に五か月近く遅れており、県によつては、すでに法にのっとり具体的な編成作業を進めているところがあつて、若干の混乱を示す例が長野・福岡等に見られる。しかし、いわゆる壬申戸籍の編成が完了する時点までには、編入作業は完全に実施されていと思われ。かくして、戸籍法において「臣民一般」から排除されていた賤民は、「人外の人」・「社会外の社会」という形式によつて表現される賤民としてのもっとも根底的な制度的規定を解消されたのである。

ところで、ここには注意しなければならない重大な問題が横たわっている。すでにこれまで平民への編入について述べてきたが、「布告」は、「一般民籍」への編入と「平民」へのそれと、二つの概念の存在を明らかにしていることである。

四年戸籍法は、属人主義にもとづいて身分ごとに分けて作成されたそれまでの戸籍と異なり、属地主義にもとづいた編成にもっとも中心的な特色を有する。しかし、それは身分記載を戸籍面から抹消したのではなく、逆に地番ごとに族籍(華士卒平民等の身分)を記載する方式への位相の転換を意味したにすぎなかった。したがって、戸籍の記入

者には、各「家」にそれぞれ身分を記入する慣習的圧力が働く。壬申戸籍の一部に見られるという「新平民」「元穢多」等の差別的記載は、こうした条件のもとでおこなわれたと考えられる。

このように、一般民籍への編入という行政的措置それ自身は、戸籍法の性格からみて、かならずしも身分的差別を撤廃するものではない。したがって、たんに戸籍への編入だけを(仮に)目的とするならば、「穢多非人等」の名称のままに戸籍に組み入れることが原理的に可能であつたと考えられる。

しかし、すでに詳細に述べたように、「穢多非人等」の賤民は、「社会外」という現定をその存立の基礎に持っている存在であり、一般民籍への編入という「社会内」への組み入れは、賤民制そのものと根底的に相容れない。したがって、賤民独自の支配機構もふくめて賤「称」は廃止されざるを得なかつたのである。

推論が長くなるが、右の前提に立つかぎり、純論理的には、「穢多非人等」にかわる別の名称をつけて人内に組み入れ、戸籍に編入することも可能であつたといえる。これは筆者の空論ではなく、すでに明治四年の一月〜三月の間に、大江卓によつて提案され、民部省がこれを受け入れて次のような伺書を太政官に提出している。

從來穢多之類ハ一種之陋族ト致シ、平民ト交際ヲ禁シ、別火ヲ以飲食罷在候仕来リニ御座候得共、元来無謂ノ義ニテ隆盛之今日ニ当リ断然平民一途ニ御同視被遊候ハテハ不相濟事ト存候、乍去旧染之弊習ニ御座候得ハ人情之不折合モ可有之ニ付、差向穢多之名目ヲ廢止更ニ平民ト唱へ、身分ノ儀ハ先以平民ヨリ、一等下モニ差置(以下略、傍点引用者)

「□」は、まだ賤称にかわる名前が決っていないことを示している。結果としてこの民部省案は大政官によって否定されるが、理由は、当時の身分制を単純化してゆく方向に逆行することにあつたと想像される。

しかし、はからずも、「新民」ないし「新平民」などの名称が、民部省案の空白(□)を埋めるものになつたことを、今日発見するのである。しかも、何書中に見られるように、「□民」は「身分」として「平民ノ一等下モニ」に位置されることになつており、「布告」公布後の「新(平)民」の位置を明瞭に指し示している。「布告」は、「社会外」の賤民を編入し、国家を頂点とした社会の最底辺に置き換えたのである。

「新(平)民」という語は、「布告」の公布当時、元賤民と一般民衆の対立の中で、両者を区別する用語として「旧民」・「新民」あるいは「旧平民」・「新平民」とい

にもかかわらず除地のある県では厳密な調査をおこなひ、「布告」の命じるとおりに大蔵省に報告をおこなつてゐる。こうした文書の発掘されている府県名として、岐阜・東京・品川・神山・広島・京都・岡山等<sup>(6)</sup>をあげることができる。これらの事実は、「布告」のこの部分が決して全体の付け足しのような位置にあるのではないことを物語っている。否、むしろ、身分法と税法という一見異質なものの混在こそが、逆に両者の深い結びつきを暗示しているといふべきである。

その結びつきというのは、賤民の除蠲制の廃止が、「布告」の身分制にかんする条文の制定にとつて重大な契機になつたということである。「契機」というのは、すでに述べたように、前者の廃止が賤民身分の撤廃を直接意味しないからであり、にもかかわらず現実的には、重大な引き金となつたからである。

これについては、すでに拙稿「『解放令』の成立過程の研究」<sup>(7)</sup>で詳しく述べているので省略するが、一見結びつかない異質な両者を結合したのは土地の商品化(翌五年、地所永代売買の禁の解除)にむけた準備であつた。土地の商品化がなぜ賤民制と矛盾するかといえば、それが居住制限や職業的制限を無効にするからであり、その場合、賤民を人外に追いやる形で支配が不可能になるからである。そ

う形で対に使われ、そして時間の経過と共に「旧民」「旧平民」の語が次第に消滅してゆく中で浮上した語句である。

しかし、「新(平)民」は、すでに過去の穢多非人等の賤民とはまったく異なる。それは、第一義的な規定としての「社会外」の形態を失っているのみならず、すでに居住や職業的な制約を取り払われた近代的身分であり、法的な支配としては平民に位置づけられる身分である。だがこうした断絶面を持ちつつ、近世的な賤民は、「布告」を通過することによって、近代への歩みを「新(平)民」の名のもとに出発したのである。

### (5) 地租免除の廃止——「地租其外除蠲ノ仕来モ」

…大蔵省へ可伺出事」の解釈

「布告」の最後は、「除蠲」(租税の免除)の廃止によって締め括られている。

この部分は、「布告」全体の文章の流れから見ても、また対象が租税に関するところから考えても、身分制に関連する他の部分とは明らかに異質である。

また除蠲制の廃止と賤民制の撤廃とが内的に結合するとはかならずしもいえず、除地等を持たない賤民はかなり多くいたと考えられている。

して賤民を「人内」「社会内」に組み込んだ新たな支配体制に転換する必要があるからである。

前項で述べた「戸籍」への編入の意味するものは、たんに帳簿上の問題ではなく、戸籍法(第一則)によって定められた戸長を最末端とする新たな国家支配体制への組み込みでもあつた。

こうして見てくると、「布告」が具体的に目指し、法的拘束力のうちに含んでいる内容は、「土地の商品化」にとつて障害となる近世的賤民身分制の諸側面を解除するもの以上ではないことが明白になる。「布告」はそのような性格の法令として完全実施されたのである。そして同時に、このことは、「布告」の成立が「土地の商品化」の事態によつてもたらされたものであることを、もっともよく証明しているのである。

### 三 略称の問題——まともにかえて

以上述べてきたように、「布告」は、近世的な賤民一般の根底的性格であつた「人外」・「社会外」という差別的規定の上に立つ賤民制を廃止し、近代的身分として臣民一般の中へと統合したのである。その結果として、「布告」は、賤民を、国家を頂点とした社会の最底辺に移しかえる

役割を果たしたということが出来る。「布告」は、こうした意味あいを持つ変革法として、強力にかつ完全に実現されたのである。

したがって、右の法的拘束力に含まれない賤民制的諸側面(たとえば差別的慣習)の解体にたいして「布告」が持つ関係は、きわめて曖昧なものとなるしかない。静岡県・松山県・石鉄県・宇和島県・堺県などの「布告」にかんする論告には、差別を廃止しようとする比較的積極的な姿勢がうかがえるが、高知県・山口県・飾磨県・高松県・高取県・安濃津県等の論告には、逆に差別的な慣行を温存しようとする強い傾向が見られる。それは、この問題にかんする政府の側からする指令そのものが欠除していたからであり、そこに各府県の官吏のさまざまな意識が入り込んでいたからである。

「布告」が、当初問題にできなかった差別の諸側面まで(形式的であれ)廃止・禁止するような意味を込めて「解放令」と呼ばれるようになるのは大正一〇年頃である。それは「布告」の公布後約半世紀のちにあたる。しかしながら、明治初年においては、「布告」に関する中央・地方の諸文書の中には、「解放」の語句をひとつとして(すくなくとも筆者は)発見することができない(そのかわりに、平民・民籍等への「編入」、ないし「称号廃止」の語が頻繁

に使われていることに気づく)。これは、「布告」の性格・内容を考えるうえで、大変示唆に富んだ事実である。

一方、明治四年当時、「解放」ないし「解き放ち」という表現は、非常に広範に使用されている。その場合、対象は娼妓、下人、罪人等である。とりわけ娼妓の場合は、「娼妓解放令」という言葉が明治五年一〇月のその布告公布当時から積極的に使われ、関連する諸文書のひとつひとつには、ほとんどすべてといってよいくらい、「解放」の語を見出すことができる。その点で、穢多非人等にかんする「布告」とは対照的である。

「布告」をめぐる諸文書に「解放」の語句を見出しえないのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとつて、この表現が不適當であったからと考えるほかはない。娼妓、下人、罪人等が、それぞれ年季奉公、監禁等に見られる拘束的支配を社会内の底辺で受けており、「解放」がそれに対応した語であったのに比較して、人外への制度的排除の廃止―社会内への組み入れという賤民全体に与えられた変革は、当時「解放」とは呼ばれなかったのである。

今日、「解放」の語は多義的な意味を持って使用されているが、その理由でもって「解放」の語を「布告」に冠するとすれば、「娼妓解放令」の布告や、同類と考えられる下人や罪人等の解放との重大な区別を見失ってしまうであ

ろう。

したがって、一八七一年(明治四)年八月二八日に公布された穢多非人等にかんする太政官布告にたいして、「解放令」という略称を用いることは、歴史上の用語として不適當であるといわねばならない。

それにかわる名称として、十分納得のいくものが見出せないでいるが、今のところ、「賤民(制)廃止令」という呼び方を、「布告」の内容と矛盾しない略称として推薦しうるのではないかと考えている。

本稿執筆にあたって、史料収集に便宜をはかって下さった部落解放研究所図書資料室、京都部落史研究所、奈良県部落解放研究所、広島部落解放研究所、大阪市史編纂所、大阪市教育研究所、高市光男氏、渡辺広氏、宮田伊津美氏、掘田暁生氏の方々に、また大会報告にむけて諸事鞭撻して下さい下さった大阪歴史学会近代史部会の方々に、そして指導・助言をいただいた関西大学の小山仁示先生・小田康徳先生に、紙面を借りて深く御礼を申し上げておきたい。

註

- (1) 『太政類典』第二編第一三卷八月二八日。
- (2) 『公文録』「辛未八月大蔵省伺」第一九。
- (3) 『法令全書』第四巻によると「布告」の後半に○印が付

せられており(永式でない法に付せられる)、永式・非永式という形での分離の要因が働いたことも考えられる。

- (4) 『法令全書』第一巻、太政官明治元年四月一七日公布。
- (5) 『同右』第六巻ノ一、太政官第二一三号には、明治六年の段階での布達への到達所要日数が記されている。最長は宮崎の二二日である。

後述の表の③番に参考のためこの日数を記しておいた。ただし、この日数は、四年の段階と異なり、著しく府県数が減少するとともに、触頭県を廃止し、直接太政官から布達が伝えられるようになった時点のものであり、またそれまで府県段階での公布が遅れているため、それ以上遅れてはならない基準として公表したものである。したがって単純に穢多非人等にかんする「布告」の到達状況と比較することはできない。

- (6) 『奈良県同和事業史』資料篇四九二頁。
- (7) 高市光男編著『愛媛部落史資料』二六七―八頁、『南王子村文書』第五卷六八五―六頁。
- (8) 近代史文庫『明治初期農民運動史料』第二号に詳しい。八五頁には、農民に対して「全ク説諭之不及処より」「庄屋役御免願」が提出された(四年九月)史料が収録されている。
- (9) 『京都府史料』二一、政治部第八戸口類。
- (10) 山元一雄『日本警察史』一七五―七頁。太政官布告二二五号は、遷卒・捕亡吏・取締組などと地方によって警察

(11)

官吏の名称が異なるので、番人の称に統一を命じるものであった。ところが番人の称呼は元の穢多非人に間違えられるということに激しい反対が起ったのである。

谷口勝己「明治初期における部落解放運動」『部落問題研究』第32号三五頁。また八木山部落の遷滞の例は「上坂本村永代記録帳」(『日本庶民生活史料集成』第一四巻所収)参照。大津県の例は、当然他県にも考えられるが、表の◎番にみられるように、被差別部落に対して、直接府県から告示する場合が多いこと、また頭(村)支配のおこなわれているところでは、一般村の行政機構とは別ルートで伝達されるため抵抗がなされても効果はない。

(12)

坂本清一郎家所蔵。『奈良県同和事業史』資料編四九二頁参照。

(13)

坂本清一郎『扉を開く』二三頁。

(14)

『藩法集』I岡山藩下、九二八頁。この史料は何書であるが、裁可されている。

(15)

すでに荒井貢次郎氏は「部落史研究への提言」(『歴史手帳』第九巻二号)で「等」の意味に注目しておられる。

(16)

『横田文書』『徳島県部落史関係史料集』2。

(17)

『京都府史料』「政治部戸口類」。

(18)

「穢多非人等之被差別階級御布告并藤内屋舖調理一件」『菊地文書』金沢大学付属図書館蔵。

吏、茶筌が穢多非人とは異なる身分であるか否かについて、宮田伊津美氏は「岩國領の被差別民について」(『山口県地方史研究』第四四号)で否定的に述べておられ、検討の余地がある。また右史料は同氏の提供によるものである。

(19)

『鳥取県史料』「鳥取県歴史」制度一

(20)

大蔵省は、「布告」末尾の租税にかんする処理のみならず全般的な指令を出している。『東京市史稿』市街編第五二、一六六〜七頁参照。

(21)

『京都府史料』「政治部戸口類」。

(22)

以上出典は『三重県史料』、『大阪府令集』、『南王寺村文書』第五巻、『保古比呂飛』、『岡三淵村御触書控帳』『三次市部落解放運動史』、『兵庫県同和教育関係史料集』、『愛媛県部落史資料』から。

(23)

中尾健次「近世における差別意識の構造」『部落解放研究』第二五号。

ただし、「底辺」と「外」とは完全に切り離せない関係にある。近世までの賤民制の特徴は「外」に重心が置かれ、「底辺」が従属的な位置にあるにたいして、近代以降は重心が逆転すると考えられる。

(24)

「布告」は、近世賤民制の軸であった穢多非人を念頭において考えられたのみならず、穢多非人以外の賤民が実質的にない東京を射程に入れて当初作成されたと考えられる。

(28)

大磯図書館蔵。小丸俊雄「相模国に於ける近世賤民社会の構造」『近世関東の被差別部落』

(29)

森杉夫他『ある被差別部落の歴史』岩波新書

(30)

「宮崎氏石炭史料 四 御布告書写上」、安藤龍生「壬申戸籍作成を中心とする解放令前後の状況」『部落解放史ふくおか』創刊号。

(31)

『順立帳』「明治四年二十四」の第八四項。

(32)

全国水平社常任委員会「指令」一九三三年八月一三日(第三号)。

(33)

『京都府史料』「政治部戸口類」

(34)

『鳥取藩史』

(35)

『京都府史料』「政治部戸口類」

(36)

『三重県史料六』「政治部祭典禁令 三重県」

(37)

「小野家文書」『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻一 二二三頁。

(38)

東京は『順立帳』「明治四年二十四」の第八四項。京都は『京都府史料』「政治部戸口類」。

(39)

『京都府史料』「政治部戸口類」によると、「布告」と共に悲田院に対して次の通告がなされている。一、市中辻小路ニ小便桶ヲ置、其利益ヲ取来候処、自今差留候事

また「同右」(『明治四年中等学校制度部禁令完』)には次のような布告が記録されている。市中辻小路ニ有之小便、從來悲田院ニテ取扱来候処、此

この点について、荒井貢次郎氏は「部落史研究への提言」(『歴史手帳』第九巻二号)で、東日本は「布告」の対象として猿飼・乞胸を含むと主張されている。しかし、乞胸の身分は町籍であり、直接賤民制に関わるのは乞胸頭の職だけであり、本文で後述するように、「布告」によってその職だけが解除されている(乞胸頭も身分は町籍である)。また猿飼(引)も東京にかぎれば明治初頭でわずかに一軒にすぎず、しかも弾の廓内に居住していたために、穢多身分にはほぼ同化して考えられていたと思われる。そのために東京では「布告」の実施にあたり猿飼についてまったく触れていない。

(25)

戸籍法第三二則。また「臣民一般……」は第一則。第三二則は次のような文面である。

穢多非人等平民ト戸籍ヲ同フセサルモノ、如キハ其最寄ノ区ニテ其戸長ヘ名前書ヲ出サセ其人員男女ヲ分チ戸籍表ニ書入レ差出シ庁ニテモ戸籍表ニ入ルコト式ノ如クスヘシ

(26)

人見彰彦「解放運動史に関する諸問題」(7)〜(9)『部落問題季刊 調査と研究』、鈴木良「日本近代史研究における部落問題の位置」『歴史評論』三六八号、生頼克己「いわゆる『解放令』について」『部落解放研究』第二六号。

(27)

『順立帳』「明治四年十九」東京都公文書館、『東京市史稿』市街編第五二、一八七〜八頁。

- (40) 『順立帳』『東京市史稿』市街編第五二、二四九～二五〇頁 京都府 辛未九月晦日
- (41) 高市光男編著『愛媛部落史資料』。また同様の史料は、安濃津具からも発見されている。「上野市岩名家文書」「三重県部落史料集(近代編)」。
- (42) 『京都府史料』「政治部戸口類」
- (43) 『順立帳』『東京市史稿』市街編第五二、一七二頁。
- (44) 『同右』一六六～七頁。
- (45) 『未松家文書』。「部落解放史ふくおか」創刊号に安藤龍生氏が紹介。
- (46) 『京都府史料』「政治部戸口類」
- (47) 林屋辰三郎編『文明開化の研究』所収。
- (48) 『池尾公民館文書』『兵庫県同和教育関係史料集』第三卷二〇四頁。
- (49) 『播磨国皮田村文書』の「下此地村議定書」(四六頁)も同様の趣旨である。  
民衆のこうした「布告」理解は、左に引用した官側の史料にもうかがうことができる(傍点は引用者)。  
「御布令書并諸廻草写」『浦福田村文書』  
左ノ通相布令候、いづれも心得違ヒコレ無キ様トクト申聞ケ候事

先般穢多非人ノ称廢せられ候、付ては厚ク相示置候趣も候処、トカク旧染去かたきより歟、旧民新民たかひに相凌ぎ陋僻を生し、動もすれば故障を醸し候趣相聞候処、朝旨に背き不埒ノ事ニ候、且また新民トモ牛馬の皮を剝く等をもつて世業と仕来候処、旧称を廢せられてより其身分成立者トモ右旧業を営めハ、朝廷ノ御趣意ニ違ふなといひ触し候に取惑ひ、家産ノ道を失ひ難波ニ落入候者少からず趣も相聞、以ノ外ノ事ニ候、元來身分職業同一ニ相成候以上ハ、新民旧民ノ差別なきハ勿論ノ事ニて、職柄ニ寄身の尊卑に係ル事あるへからず、殊ニ牛馬のたくひハ皮骨角爪ニいたるまで世の中必用ノ品にて、斃れ候トモ其ママ土中ニ埋め謂フレ無ク世の宝を空敷いたし候道理ハあるましき仕業なれハ、右様ノフツツカあるましき、畢竟庶民各其処を得て相互に懇親を結び安穩に渡世致し候こそ、第一朝廷ノ御趣意ニ候得は、一同御趣意ノ程ヲ畏ミ奉リ決て心得違ノ者コレ無キ様、懇切に申論スベキもの也

壬申四月 広島県

(竹原書院図書館所蔵、広島部落解放研究所、橋本敬一・昭子氏、天野安治氏の提供による)

「一八七二(明治五)年二月五日の大分県「達」・「県治概略」自辛未十一月至壬申五月」  
去ル辛未八月中穢多非人等ノ称被廢身分職業トモ平民可

- (50) 「北田家文書」『兵庫県同和教育関係史料集』第三卷三三二頁。
- (51) 『岡山県史料五十四』「旧小田原歴史 時交騒擾八」この点については、ひろた・まさき「美作血税一揆に関する若干の問題」『文明開化と民衆意識』に詳しい。ただ氏は、部落襲撃の直接的原因を「村落共同体の掃除機能」が全く停止してしまふ危機感(一九七頁)に求めておられるがその点が氏の優れた論文にあつて唯一説得力に欠ける部分となっている。
- (52) 「飾磨県告示論書」『辛未十二月 公文録 諸県之部 全』乞食等の禁止は、当時中央一地方の布達に数多く見られる全国的な規模で政策的に進められていたとみられる。
- (53) 尾崎行也「明治初期の『部落』解放運動」『信濃』第二三巻第七号。
- (54) 中西義雄「日本皮革産業の発展」『部落問題研究』五号。
- (55) 高市編著『愛媛部落史資料』二七八頁。
- (56) 『京都府史料』「政治部戸口類」。また要約したものが

- (58) 『明治前期財政経済史料集成』第三卷「大蔵省沿革志」戸籍の部にある。
  - (59) 『同右』「大蔵省沿革志」三三三頁。
  - (60) 各府県のうちで、特に岐阜県の「租法摘要」(『岐阜県史』資料編 近世三)にみられる「壬申御指令書」(八七～九頁)は代表的な史料である(渡辺広氏御教示による)。
- 「壬申御指令書」  
元穢多非人屋敷除地引直之儀ニ付伺書
- 一、屋敷反別一反八畝七歩  
此貢米二斗八升三合 但反米一斗五升五合  
(以下二村略)
- 反別一町三反六畝拾二歩  
貢米一石三斗九升八合
- 右ハ、当県下美濃國ノ内、元穢多、番非人共居屋敷、從來地稅除躰之分、辛未八月中御布令ニ基キ取調候処、前書之通ニ御座候、右ハ何レモ村端山陰等、瘠薄之土地ニ居住致シ来候儀相違無之ニ付、今度大繩場ニ引直シ、当壬申年ヨリ書面ノ貢米為相納申度、依之此段相伺候也
- 明治壬申五年五月廿七日 岐阜県 大蔵省御中
- 他に、東京は註(44)と同じ。品川は『東京市史稿』市街編第五二、三四七～三五〇頁。神山は註(57)二八一～二頁。広島は『三次市部落解放運動史』三七～八頁所

収史料「岡三淵村御触書控帳」。京都は註(16)に同じ。岡山は註(14)に同じ。

(61) 『部落解放研究』第二一・二二号所収。

この小論がすでに二度にわたって『部落問題研究』(六六・七〇号)に大きく紙面を割いて紹介され、高い評価を得たことは、執筆者として喜ぶべきことかもしれない。しかし、七〇号に収録された池田敬正氏の論文中の紹介を読むにつれて、拙稿にたいする誤読・曲解ぶりに驚かされてしまった。はなはだしい場合は、私があえて否定(保留)した箇所を取りあげて、私が批判(保留)していることを記載せずに、それを私の見解として池田氏が批判しておられる。おそらく氏は、私とその部分を否定(保留)しているということを見落されたのだと思うが、読者に誤った認識を与えようとした記述は、「近代部落史の成果と課題」と題された論稿の性格からみて、なおさら許されないことであろう。

(62)

賤民の国家への統合は、「清夜」などの宗教的表現を伴った(高知・愛媛・度会)。この事実については生瀬克己「いわゆる『解放令』について」『部落解放研究』第二六号に詳しいので省略する。氏は、この事実に過大な評価をしておられるが、「布告」の法的拘束力に含まれているわけではない。戸籍法によって氏子加入が義務づけられていることに触発された結果であると考えられる。静岡県は明治六年三月の告諭(『明治初期静岡県史料』

第三卷、八五頁)。松山・石鉄・宇和島県は高市編著『愛媛部落史資料』二六七～八頁・三七四～五頁・二七四～五頁。堺県は『南王子村文書』第五卷、六八五～六頁。

(64)

高知県は『保古飛呂比』五、二二五～六頁。山口県は北川健「明治前期山口県の未解放部落問題」(『山口県地方史研究』第三一号)。飾磨県は「飾磨県告諭書」(辛未十二月 公文録 諸県之部 全)。高松県は三好昭一郎「被差別部落の形成と展開」三六二頁。高取県は「奈良県同和事業史」資料編、四九二頁。安濃津県は『三重県部落史料集』近代編、二二頁。

(65)

白石正明氏の御教示によると、大正九年の新聞に、この表現が最初にあらわれるということである(一〇年には佐野学が「特殊部落民解放論」(『解放』大正一〇年七月号)でこの語を使っている)。ただ、それ以前から、すでに「布告」に「解放」の語を結びつけることはおこなわれていた。たとえば喜田貞吉は、『特殊部落研究』(『民族と歴史』第二巻第一号、大正八年七月)で「明治四年穢多非人解放の際」と記している。したがって、「解放令」と呼ばれるのは当時時間の問題であったといえる。

(66)

たとえば浅草亀岡町の小林権七(弾直樹の元手代)による東京府に宛てた建白書には、「如此ナレバ何レノ日カ醜俗ヲ変遷シテ往年民籍編入ノ降恩ニ報センヤ」(傍点

引用者)「明治初期被差別部落関係史料」(1)「『部落解放研究』第二八号」とある。このような例は枚挙にいとまがない。「称号廃止」については註(49)の引用などを参照。

(67)

『東京市史稿』市街編第五三卷、五〇〇～五二八頁の「娼妓解放令出ツ」の項参照。たとえば五一二頁には、大蔵大輔井上馨から東京府にたいする達が記されているが、その中に「今般人身売買嚴禁、娼妓解放被仰出候付」という形で書かれている。右の項全体を通して同様の表現が多数見られる。

(68)

「大政官布告第六一号」ないし「四四八号」という略称が誤っていることについては、すでに拙稿「『解放令』成立過程の研究」上(『部落解放研究』第二一号)で述べた。